

港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館
指定管理者の公募について

港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館について、現在の指定管理者（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団）の指定期間が、令和6年3月31日に終了するため、新たな指定管理者の公募を行います。

1 対象施設

- (1) 港区立生涯学習センター
港区新橋三丁目16番3号
- (2) 港区立青山生涯学習館
港区南青山四丁目19番7号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 公募単位

上記1（1）及び（2）の施設を一括で公募します。

4 スケジュール(予定)

令和5年2月20日	公募開始
令和5年2月20日～5月26日	応募期間
令和5年7月	指定管理者候補者の選定
令和5年第3回港区議会定例会	指定議案の提出
令和6年4月1日	新たな指定管理者による管理開始